

様式 1 公表されるべき事項

銀行等保有株式取得機構の役職員の報酬・給与等について(令和6年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構は監事(非常勤)を除く役員に対し、報酬の支払いを行っていない。
監事(非常勤)には、役員報酬の支払いはないが、諸謝金を支払っている。

② 令和6年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構は監事(非常勤)を除く役員に対し、報酬の支払いを行っていない。
監事(非常勤)の諸謝金には、業績反映の仕組みはない。

③ 役員報酬基準の内容及び令和6年度における改定内容

法人の長	(-)
理事	(-)
理事(非常勤)	(-)
監事	(-)
監事(非常勤)	(監事(非常勤)には、役員報酬の支払いはない。諸謝金については、昨年度と同額の年間1,200千円(月額100千円)を支払っている。)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和6年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 該当者なし	千円 -	千円 -	千円 - ()	7月1日	6月30日	
理事 (非常勤) (4名)	千円 該当者なし	千円 -	千円 -	千円 - ()	7月1日 4名	6月30日 4名	
監事 (非常勤) (1名)	千円 1,200	千円 -	千円 -	千円 1,200 (諸謝金)	7月1日 1名	6月30日 1名	

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長	(	-	)
理事	(	-	)
理事(非常勤)	(	-	)
監事	(	-	)
監事(非常勤)	(	諸謝金1,200千円(月額100千円)は、会計士や税理士の一般的な年間顧問料等と比較しても妥当な水準。	)

【主務大臣の検証結果】

(	)
---	---

4 役員の退職手当の支給状況(令和6年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

該当する制度は無く、導入予定なし。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員は全員、会員銀行等からの出向契約に基づき出向している。
当機構は当該出向契約に定める一定額を出向元銀行に支払っている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

特になし。

③ 給与制度の内容

職員は全員、会員銀行等からの出向契約に基づき出向している。
当機構は当該出向契約に定める一定額を出向元銀行に支払っている。

④ 給与制度の令和6年度における主な改定内容

令和6年度の給与、報酬等は、令和5年10月20日閣議決定
「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を承けた0.96%の増額
調整を行ったもの。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和6年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当等	
常勤職員	人 8	歳 46.0	千円 4,179	千円 4,179	千円 0	千円 0
事務・技術	人 8	歳 46.0	千円 4,179	千円 4,179	千円 0	千円 0

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 32,738	千円 32,754	千円 32,725	千円 32,725	千円 32,875	千円 33,430
退職手当支給額 (B)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,200	千円 1,200	千円 1,200	千円 1,200	千円 1,200	千円 1,200
福利厚生費 (D)	千円 217	千円 286	千円 274	千円 261	千円 235	千円 222
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 34,155	千円 34,241	千円 34,199	千円 34,186	千円 34,310	千円 34,852

注：中期目標管理法及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 令和6年度の給与、報酬等は、令和5年10月20日閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を承けた0.96%の増額調整を行ったもの。
- 退職手当支給額について、当機構は退職手当の支払いを行っていない。今後も退職手当の支払いは行わない方針。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員は全員、会員銀行等からの出向契約に基づき出向しており、当機構における定年制度及び60歳以上の職員の給与制度は無し。

Ⅴ その他

特になし。